

健康保険扶養現況届

※義務教育までの実子（同居）を申請する場合は不要

★提出いただいても、被扶養者として認定できない場合もありますのでご了承ください。

① 認定対象者	氏名	生年月日	昭・平・令 年 月 日	続柄	同居 別居
② 申請理由 ※ 複数ある場合は全てご記入ください	1. 被保険者の就職による申請 2. 結婚（婚姻日： 年 月 日） 3. 退職（退職日： 年 月 日） 4. 雇用保険（失業給付）受給終了 5. 事業を廃業したため 6. 雇用形態変更等による収入減少又は健康保険資格喪失 7. その他（理由を具体的に： ）				
③ 認定対象者が実父母の場合	申請者に兄弟姉妹はいますか		無・有（ ）例：兄1人、弟1人		
	認定対象者が義父母の場合		申請者の配偶者に兄弟姉妹はいますか 無・有（ ）		
④ 認定対象者が「配偶者」以外の場合	認定対象者に配偶者はいますか		いる・いない（未婚・離婚・死別・その他： ）		
	配偶者が【いる】を選んだ場合 なぜ配偶者が扶養できないか収入等詳しく記入				
⑤ 認定対象者の健康保険加入状況	1. 国民健康保険 2. 健康保険組合・全国健康保険協会(協会けんぽ) 3. 各種共済組合 4. 任意継続 5. その他( )				
	1. 本人として加入していた 2. 被扶養者として加入していた				
⑥ 就労状況	1. 過去から現在まで働いていない⇒【⑨今後の収入について】に進んでください 2. 働いている ⇒【⑨今後の収入について】に進んでください 3. 働いていた ⇒（退職日：平・令 年 月 日）				
⑦ 【3.働いていた】を選択した方 雇用保険について（失業給付）	1. 雇用保険に加入していない（未加入だった） 2. 雇用保険に加入していたが受給しない…理由：就労意思がない・雇用保険加入期間不足 その他( ) 3. 受給する予定又は受給中 4. 受給期間を延長する予定又は延長中（理由： ） 5. 受給終了した				
⑧ 保険給付について	健康保険の傷病手当金・出産手当金を受けている(又は受ける予定)		無・有（傷病・出産）		
	育児休業給付金を受けている(又は受ける予定)		無・有		
	労災保険の休業補償給付を受けている(又は受ける予定)		無・有		
⑨ 今後の収入について ※ 該当するすべてにご記入ください	給与等（パート・アルバイト・学生アルバイト含む）		無・有（月額 円）		
	自営業・農業等の収入		無・有（年額 円）		
	不動産(家賃等)の収入		無・有（年額 円）		
	老齢基礎・厚生年金・障害年金・遺族年金・企業年金・個人年金・その他の年金( )		無・有（年額 円）		
	その他の収入( )		無・有（年額 円）		

以下、認定対象者が【別居】の場合のみ記入してください。

⑩ 認定対象者と同居している方について(16歳以上の方のみ)					
続柄(申請者に対し)	氏名	年齢	職業及び学年	扶養できない理由	
申請者からの送金額	無・有（月額 円）		申請者以外からの送金額	無・有（月額 円）	

上記のとおり事実相違ありません。

年 月 日

会社名 ( )  
記号番号 ( - )

被保険者氏名

◀ 必要な提出書類 ▶

- ・ 状況により他の書類を求める場合があります。
- ・ 市区町村発行の書類は、交付日から3か月以内のものを提出してください。

●全員	・申請者と認定対象者の続柄がわかる戸籍謄本等(尊属を入れる場合は、改製原戸籍謄本) ・世帯全員の住民票の写し(マイナンバー記載ないもの) (義父母の場合、申請者の配偶者との関係が確認できる戸籍謄本等も提出)
●別居の場合	送金者・受取人・送金日・送金額が確認できる『金融機関の送金控え(写)』等、3か月分
●外国籍の場合	在留カードの両面(写)
●他に扶養できる可能性のある方がいる場合	無扶養証明書、収入が確認できる書類(直近3か月分の給与明細(写)等)
●義務教育修了後の学生	在学証明書
●収入に関する書類(該当するすべての書類を提出) 義務教育修了後の学生も提出	
無職	『所得証明書』又は『課税(非課税)証明書』(収入内容・金額の記載があるもの)
パート・アルバイト等(給与収入)	収入見込証明書(今後1年間のもの)、直近3か月分の給与明細(写) 【雇用形態変更等による収入減少の場合：雇用契約書(写) 健康保険に加入していた場合：健康保険資格喪失証明書も提出】
自営業・農業・不動産等	直近の確定申告書一式(写)
年金受給	直近の年金振込通知書(写)、又は年金額改定通知書(写) (受給開始の場合は、年金決定通知書)
退職の場合	離職票・退職証明書等で退職日が確認できるもの(写)
廃業の場合	廃業届(写)(税務署の受領印を捺印されたもの)
雇用保険に加入していない(未加入だった)	雇用保険に未加入であったことが確認できる書類(次のいずれか) ・源泉徴収票(写)(離職日と社会保険料支払いなしの記載があるもの) ・直近3か月分の給与明細(写) ・雇用契約書(写) ・退職辞令(写)(国・都道府県・それに準ずる事業所を退職した方のみ)
雇用保険加入していたが受給しない	・離職票の交付を受けない⇒雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写) (離職票交付希望欄が“2・無”となっているもの) 上記がない場合は“離職票発行無し”ということが確認できる会社の証明書 ・離職票の交付を受けた(受ける予定)⇒ハローワークで“受給権放棄”受給資格なし”等の証明を受けた離職票(写) ↑“法第〇条第△項不該当”等の印を押してもらう 上記がまだ交付されていない場合は、入手次第、速やかに提出※
雇用保険失業給付受給予定又は受給中	雇用保険受給資格者証の両面(写) 支給日額が、60歳未満の方は3,612円未満(60歳以上の方は5,000円未満)であること 上記がまだ交付されていない場合は、入手次第、速やかに提出※
雇用保険失業給付受給期間の延長中(又は延長予定)	・離職票(写) ・延長通知書(写)等、延長していることがわかるもの 上記がまだ交付されていない場合は、入手次第、速やかに提出※
雇用保険失業給付受給終了の場合	雇用保険受給資格者証に「支給終了」の印字があるもの両面(写)
傷病手当・出産手当金、労災給付・育児休業給付金等を受給	支給日額が60歳未満の方は3,612円未満(60歳以上の方・障害年金受給者は5,000円未満)であることが確認できるもの(写)
傷病手当・出産手当金、労災給付・育児休業給付金等の受給終了	支給終了が確認できる書類(写)

※ 必ずご提出ください。ご提出がない場合、被扶養者の認定を取り消します。